出会いの杜公園利用ガイドブック



令和 4 年6月 岡崎市

≪目次≫

| 本カイドノックについ (| |
|---|----|
| 2 公園概要 | 1 |
| (1)出会いの杜公園について | 1 |
| (2)施設平面図 | 2 |
| (3)利用可能時間 | 3 |
| 3 イベント等による利用までの流れ | 3 |
| 4 出会いの杜公園で出来ること、出来ないこと | 5 |
| 5 イベント等による利用条件 | 6 |
| (1)公園利用及び有料公園施設の利用料金について | 6 |
| (2)許可条件 | 6 |
| (3)関係機関等への届け出 | 7 |
| (4)注意事項 | 8 |
| 6 ご利用にあたって | 9 |
| (1)予約の解除・利用の停止 | |
| (2)「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置対象と | |
| なっている団体の排除 | 9 |
| 7 困ったときは | 10 |

【相談窓口】

岡崎市公園緑地課 電 話 0564-23-7406

メール <u>koen@city.okazaki.lg.jp</u>

1. 本ガイドブックについて

本ガイドブックは、出会いの杜公園のイベント等の利用について定めたものです。

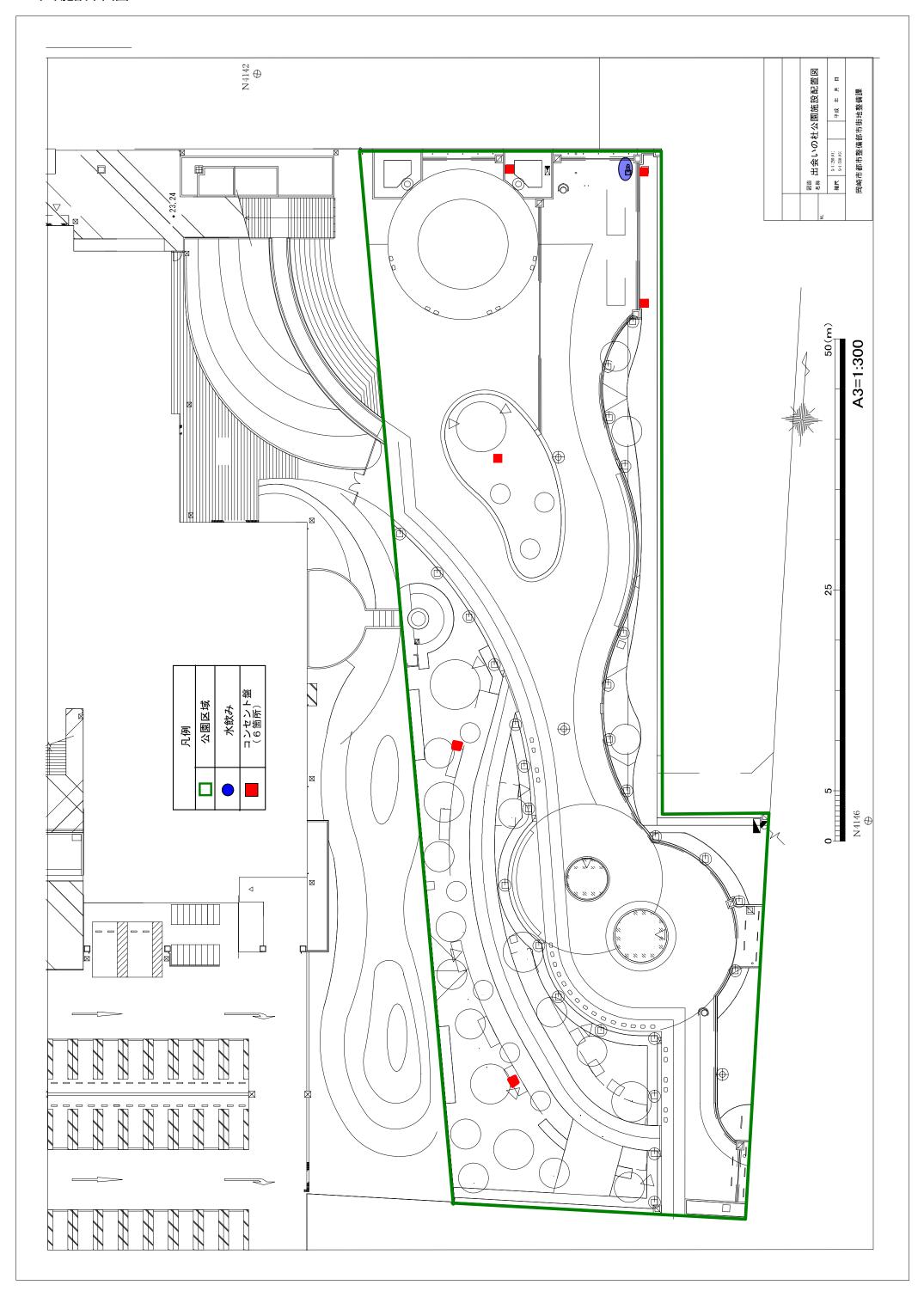
ご利用に際しては、本ガイドブックの内容を十分にご理解いただき、遵守すると共に、岡崎市の指示に従ってください。

2. 公園概要

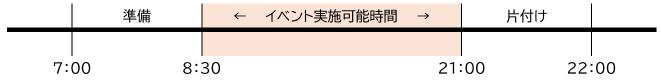
(1)出会いの杜公園について

出会いの杜公園は、キッチンカーなどによる飲食販売などが行いやすいように電源設備を設けたり、 隣接した交流拠点施設(ララシャンス OKAZAKI 迎賓館)と一体感のある外観にするなど、市民の憩い の場を兼ねた周辺地域の賑わい創出拠点として整備した公園です。





(3)利用可能時間



準備可能時間:午前7時から

イベント利用:午前8時30分から午後9時まで 電源設備:午前8時30分から午後9時まで

※市長が認める場合にあっては、時間を延長することができます。

3. イベント等による利用までの流れ

事前相談・仮予約のお問合せ

電話により事前相談、空き状況等をお問合せください。



仮予約

仮予約を電話にてお申し付けください。

イベントの仮予約期間は原則、ご利用開始月の6ヵ月前から2週間前までとなります。

その後、「イベント開催申込書」をご提出ください。

※仮予約の受付は先着順です。



利用申込み

出会いの杜公園利用ガイドブックをご確認のうえ、「都市公園内行為許可申請書」、「有料公園施設利用許可申請書」及び下記書類に必要事項を記入しご提出ください。

- 1. 都市公園内行為許可申請書
- 2. 行為内容の分かる資料(企画書、事業概要書、チラシなど)
- 3. 利用場所図面
- ※有料公園施設利用許可申請書は電源設備を使う場合のみ提出してください。



利用審查、許可証等発行

申請書を受領後、企画内容等を審査します。規模の大きなイベントなどは、近隣住民に向けた事前説明又はチラシのポスティングなどのご協力お願いする場合があります。内容に疑義があった場合や調整が必要な場合はご連絡します。

調整後、許可証、納入通知書の発行をします。



料金のお支払い

利用料が発生する場合、納入通知書を発行しますので、原則利用料金通知書発行日から 20 日以内かつ、 利用日の前日までにお振込みでお支払いください。

料金の支払いを確認後、許可証をお渡しします。



事前調整

提出書類に変更がある場合は、都度ご相談ください。
イベント内容により、保健所や消防署などへの届出が必要な場合は、申請者にて届出てください。



実施

設営から撤去までの安全管理などは、申請者で行っていただきます。 ご利用後は現状回復をお願いします。

4. 出会いの杜公園で出来ること、出来ないこと

【自由に出来ること(※許可等は不要です)】

(ラジオ体操、ピクニック、他の利用者に迷惑がかからない遊びなど)





【許可を得たら出来ること】(マルシェなど)





【公園で出来ないこと】 (芝生等施設をいためること、激しいスポーツ、スケートボード、たばこなど)



5. イベント等による利用条件

(1)公園利用及び有料公園施設の利用料金について

利用料金及び有料公園施設利用料金は、岡崎市都市公園条例で定められています。

①公園利用料金

| 行商、募金その他これらに類する行為をする場合 | 1㎡日額 | 50円 |
|---------------------------------|------|--------|
| 業として行う写真撮影 | 日額 | 550円 |
| 業として行う映画の撮影 | 日額 | 5,550円 |
| 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合 | 1㎡日額 | 20円 |

- ・利用料金は積み上げ方式です。テントや席等の面積のみに利用料金が発生します。
- 例) 露店営業(5㎡の店舗を3店舗出したい)→5㎡×3店舗×50円=750円/1日 無料でヨガ教室(50㎡使いたい)→50㎡×20円=1,000円/1日

②有料公園施設利用料金

| 出会いの杜公園電源設備 | 1個1時間につき | 100円 |
|-------------|----------|------|
|-------------|----------|------|

- ・電源設備の使用料は、1日につき最大 500 円(ただし、営利のための利用は最大 1,000 円)
- ・電源設備を営利のため利用するものは2倍
- ・1基(2個口)につき、合計 20A まで使用可能
- ・1個口の最大容量は 15A
- ・容量を超えた場合には、基ごとでブレーカーが落ちます

③利用料金返納等の取扱い

既納の利用料金は原則還付しません。

(2)許可条件

- ・公園施設及びその附属物を損傷し、又は汚損しないこと。
- ・植物を採取し、又は損傷しないこと。
- ・土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- ・指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- ・指定された立入禁止区域に立ち入らないこと。
- ・指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れないこと。
- ・張紙、貼札その他の広告物を表示しないこと。
- ・他人に危害を加え、若しくは迷惑となる物品、動物等を携帯し、又は連行しないこと。
- ・都市公園をその用途以外に利用しないこと。
- ・公園施設を損傷した場合は利用者が現状回復すること。
- ・他法令等による関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けること。
- ・上記の他に、関連法令に従うこと。

(3)関係機関等への主な届け出

| 届出の種類 | 担当部署 | 連絡先 | 備考 |
|--------------|------------|----------|------------------------|
| 飲食イベント届 | 岡崎市保健衛生課 | 0564- | 飲食提供を伴う行事を開催 |
| | 食品衛生係 | 23-6068 | する場合は提出してくださ |
| | | | \lambda\openion_\circ} |
| 露店の開設届 | 岡崎市消防本部 | 0564- | 多数の者の集合する催しに |
| | 中消防署本署 | 21-9772 | 際して行う露店等の開設す |
| | | | るときは、あらかじめ届け出 |
| | | | てください。 |
| 火災と紛らわしい煙又は | 岡崎市消防本部 | 0564- | 火災と紛らわしい煙又は火 |
| 火炎を発するおそれのある | 中消防署本署 | 21-9772 | 炎(軽微)を発するおそれの |
| 行為届 | | | ある行為をする場合は、あら |
| | | | かじめ届け出てください。 |
| 指定催し届 | 岡崎市消防本部予防課 | 0564-21- | 100 店舗以上が出店する場 |
| | 予防係 | 9859 | 合は、あらかじめ届け出てく |
| | | | ださい。 |

[※]その他関係する機関で必要な手続きを行うようにしてください。

(4)注意事項

レイアウト 装飾等

- ・公園内施設の運営を妨げないようにしてください。
- ・屋根付き回廊の下に物を置かないでください。



・公園からはみ出して看板等を置かないでください。



・隣接するララシャンス OKAZAKI 迎賓館の敷地内に物を置かないでください。 (詳細は施設平面図で確認してください。)



- ・通路として4m確保するようにしてください(最低2m)
- ・東海オンエアのマンホール及び内藤ルネのマンホールの上には物を置かないようにして

ください。





| 車 | ・公園内に理由無く常駐することはご遠慮ください。 |
|--------|--|
| | ・荷物の搬入が終わり次第、速やかに駐車場へ移動してください。 |
| | ・出会いの杜公園に駐車場はありません。周辺の有料駐車場をご利用ください。 |
| | ・イベント参加者、出店者等の路上駐車が無いよう、アナウンスや定期的に見回りなどを |
| | してください。 |
| | ・キッチンカー含め、芝生への乗入れはできません。 |
| 騒音 | ・音出し(スピーカー)があるものは原則 17 時までとします。 |
| 迷惑行為 | ・他の来園者にも配慮したご利用をお願いします。 |
| | ・音、振動など近隣住民に配慮してご利用ください。 |
| 搬出入 | ・車両進入時は、ハザードランプを点け、徐行で走行してください。 |
| | ・荷物の搬入時は、芝生に乗り入れないようにしてください。 |
| | ・荷物の搬入が終わった後は、公園入口のバリカーを最低1本は戻してください。 |
| 夜間仮置き | ・前日準備や連続利用により夜間も資材を置く場合は、主催者の責任、負担において夜 |
| | 間警備対応等を行ってください。 |
| | ・他の公園利用者の安全に留意してください。 |
| 備品等の設置 | ・テープ等を使用する際は、跡が残らないようにしてください。 |
| | ・やむを得ず芝生に備品等を置く場合、芝生を傷めないように養生等をしてください。 |
| | ・搬出入時、イベント開催中は、所定の場所以外へ物品等を放置することが無いようにし |
| | てください。 |
| その他 | ・ごみは主催者で持ち帰るようにしてください。イベント終了後、ゴミが落ちていないか |
| | 確認をしてください。 |
| | ・煙が出るような調理方法はご遠慮ください。 |
| | ・使用期間中、イベントの責任者は必ず会場に常駐し、許可証を携行して下さい。 |
| | ・公園内は禁煙です。また、焚火も禁止です。 |
| | ・施設を傷めるスケートボート等は禁止です。 |
| | ・施設を損傷した場合は、原因者で復旧して下さい。 |

6. ご利用にあたって

(1)予約の解除・利用の停止

次の事項に該当する場合は、予約解除・利用停止を言い渡す場合があります。

- ・「3」(2)許可条件」の各項に該当すると認められた場合
- ・所定の期日までに入金が確認できない場合
- ・過去に無断でキャンセルした場合
- ・天災地変や不測の事故、災害など不可抗力により本公園の利用が不可能となった場合
- ・本公園の安全、管理、運営の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
- ・関係官公庁より中止命令が出た場合
- ・過去に使用面積計算等で不正があった場合
- ・過去に主催者及び出店者等にルール違反等があり改善が認められない場合

(2)「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年2月 24 日合意)に基づく 排除措置対象となっている団体の排除

次の内容に該当する場合、利用できません。

- ・申請者等が暴力団員であると認められる団体
- ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体

7. 困ったときは

- Q 利用受付け窓口はどこか。
- A 市役所公園緑地課(西庁舎4階)です。
- Q 施設を破損してしまった。
- A 市役所公園緑地課(0564-23-7406)までご連絡ください。
- Q ブレーカーが落ちてしまった。
- A 電源ボックス内にあるブレーカーをあげてください。
- Q 備品を借りたい。
- A 貸出備品はありません。
- Q 公園の鍵はいつ、どこで借りられるか。
- A 実施日の1週間前に、市役所公園緑地課(西庁舎4階)で貸出を行います。
- Q 緊急時(閉庁日)の連絡先はどこか。
- A 0564-23-6000(市役所代表番号)にご連絡ください。

Ver.1 2022年6月30日